

# 朝倉市新型コロナウイルス緊急事態措置におけるイベント等の停止について

令和2年4月8日 朝倉市

## 1 目的

福岡県が新型コロナウイルス感染症における緊急事態措置の実施区域に指定されたことに伴い、朝倉市において市が主催する（実質的に主催者であるものを含む）イベントや会議（以下「イベント等」という）において、対象期間中の実施を停止もしくは制限することを目的とする。

## 2 対象期間

令和2年4月8日から令和2年5月6日まで（状況に応じて変更する場合あり）

## 3 停止の対象となるイベント等

停止の対象となるイベント等については以下のとおりとする。

- ① 朝倉市が主催する、もしくは実行委員会等で実質的に主催の立場であるイベント
- ② 朝倉市が開催する会議であって、職員以外が参加者となるもの

## 4 制限の対象となるイベント等と制限の内容

制限の対象となるイベント等は、「朝倉市が開催する会議であって、職員が参加者となるもの」とし、実施に当たっては以下の条件を付すものとする。

- ① 対象期間内に開催しないことが、業務に著しい影響を与えるものに限る
- ② 書面審査など、代替え措置が取れないものに限る
- ③ 出席者の人数について、10名未満とするよう努める
- ④ 広い会場を確保し、出席者が密な状態とならないよう努める
- ⑤ 会議時間の短縮及び換気に努める